

丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第35号）が令和6年3月30日に公布され、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部が改正されました。この改正に伴い、丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年篠山市条例第8号）について、所要の改正を行います。

2 改正の内容

この条例は、地域再生法に定められた地方拠点強化税制により、丹波篠山市以外に本社を置く企業が、本社機能を有する施設やその一部を丹波篠山市内の地方活力向上地域に移転した場合に、固定資産税の課税特例として不均一課税とすることを定めています。その適用期限は令和6年3月31日までとじていましたが、地方拠点強化税制の延長により、丹波篠山市においてもその適用期限を令和8年3月31日まで延長します。

3 施行期日

公布の日

議案第36号及び議案第38号関連 参考資料

	地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
関係法令	地域再生法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
対象となる業種	業種の指定なし	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等
対象事業者	兵庫県知事から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者	所得税法又は法人税法に規定する青色申告書を提出する個人または法人
対象となる資産の所在地	地方活力向上地域	旧篠山町の区域
課税免除・不均一課税の別	不均一課税	課税免除
課税免除の期間	対象となる資産を事業の用に供した日の属する年以降3年度分	対象となる資産を事業の用に供した日の属する年以降3年度分
適用期限	令和8年3月31日	令和8年3月31日

丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市では、平成20年に策定した篠山再生計画の着実な実行により、財政健全化への道筋をつけるとともに経費削減効果をもとに、市の魅力あるまちづくりのために必要な事業を展開してきました。

計画策定時の危機的な状況から財政が改善されたことにより篠山再生計画に一旦区切りをつけましたが、健全な財政を持続させ、今後も魅力向上などに必要となる事業を実施できるようにすることで、市の発展につなげることを目的に「丹波篠山市財政持続的発展計画」を篠山再生計画の次の計画として令和6年3月に策定したところです。

篠山再生計画の推進に当たっては「篠山再生計画推進委員会」を設置し、計画の具体的な取組が着実に実行されているかを評価、確認いただくとともに事業費1億円以上の投資的事業を実施する場合に、その事業の必要性や財政収支見通しへの影響を報告の上、審査を受けてきました。

財政健全化への取組を進めるためには、専門的な視点で財政状況を確認いただくことが重要であり、財政持続的発展計画の「取り組み項目と体制」に位置付けているとおり、外部委員会を継続設置することとし、今回計画の名称を改めたことに伴い、丹波篠山市附属機関設置条例の規定について、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

丹波篠山市附属機関設置条例別表中に規定している附属機関の名称「篠山再生計画推進委員会」を「丹波篠山市財政持続的発展計画推進委員会」に改め、担当事務の規定中にある計画名を改正します。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 条例改正に伴う関係条例の規定整理

附属機関の名称変更に伴い、丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表中に規定している委員会名を改めます。

丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 35 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号。以下「省令」といいます。）の一部が改正されました。この改正に伴い、丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 4 年丹波篠山市条例第 25 号）について、所要の改正を行います。

2 改正の内容

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって丹波篠山市が定めるものに記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税を免除するもので、適用期限は省令に基づき令和 6 年 3 月 31 日までとじていました。

この度の改正により適用期限が延長されたことから、丹波篠山市においてもその適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長します。

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

1 改正の趣旨

市区町村や一部事務組合が設置する廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づき、区域内の住民が日常生活で排出する家庭系一般廃棄物及び区域内事業所から排出される事業系一般廃棄物の処分を行っています。

丹波篠山市清掃センター（以下「センター」といいます。）においても、廃棄物処理法に基づく処理を行うと共に、処理が可能な一部の産業廃棄物（事業活動で排出される廃プラスチック類、食品加工製造業者からの動植物性残渣、医療機関からの感染性廃棄物、建築修繕事業に伴うコンクリート破片等埋立物）を事業所との契約及び廃棄物処理法に規定する市の告示に基づき、受け入れています。

この内、コンクリート破片等埋立廃棄物の処分については、センターの埋立処分場において、公共水域や周辺に環境負荷をかけないように水処理施設を設置し、管理を行っており、一般家庭から排出される分も含め、年間 500 トン前後の埋立廃棄物が搬入されています。

しかし、現在の場所にセンターを設置以来約 50 年が経過し、これまでに 15 万トンを超える埋立廃棄物を受け入れていることから、埋立処分場の容量がひっ迫している状況となっており、埋立廃棄物の減量化及び受入抑制をせざるを得ない状況となっています。

このことから、近隣市町にも状況を確認したところ、どの施設も事業系の埋立廃棄物の受入れは行っておらず、処理業者を紹介しているという状況でした。

センターとして、今後も一般家庭から排出される埋立廃棄物を受け入れていくため、近隣市町と同様に、事業活動により生じた埋立廃棄物については、センターでの受入れを行わず、本来の産業廃棄物として事業者責任で処理いただくこととします。

ただし、焼却処分が可能な上記の廃プラスチック類等の産業廃棄物については、今後も従前どおり契約に基づき受け入れていきます。

2 改正の内容

別表第3（第10条関係）の抜粋

※産業廃棄物処理手数料の内「コンクリート破片等埋立物」の区分及び手数料を削ります（下線部分を削除）。

現行

取扱区分	手数料
<u>コンクリート破片等埋立物</u>	<u>10キログラムにつき 150円</u>
動植物性残渣	10キログラムにつき 200円
廃プラスチック類 医療系感染性廃棄物	10キログラムにつき 250円



改正後

取扱区分	手数料
動植物性残渣	10キログラムにつき 200円
廃プラスチック類 医療系感染性廃棄物	10キログラムにつき 250円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年1月1日

(2) 経過措置

市内事業所が請け負う市内の事業で排出されたコンクリート破片等埋立物については、令和7年6月30日までに限り、従前の取扱いとします。

※従前の取扱い：小規模な住宅修繕（新築、解体は除く。）で発生するコンクリート片等で、一辺30センチメートル以下のものについては、廃棄物処理法に規定する市の告示に基づき、受け入れます。

4 現状と今後の計画

① 最終処分場の残容量（見込み）

約 4,000 トン（既埋立量 150,140 トン）→概ね 5 年分

② 年度別廃棄物処理実績（抜粋）

年 度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
埋立ごみ計(トン)	425	471	512	577	1,501	593
計画収集量(家庭系)	80	81	77	93	80	73
直接搬入(家庭系)	158	240	266	313	1,119	363
直接搬入(事業系)	187	150	169	171	302	157

※増減の主な理由は、火災廃棄物の受入れによる（火災件数により増減）。

③ 今後の計画及び対応

埋立処分場（最終処分場）への搬入量を想定すると、あと 5 年程度で残容量に達するため、この間に埋立廃棄物については、家庭系も含め一旦センターで受け入れて、最終処分場である大阪湾広域環境整備センター（フェニックス）など、県内外の処理施設（民間含む。）に運搬し、処分委託することを検討しています。

丹波篠山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和4年6月15日に、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が公布され、令和6年4月1日から施行されていますが、条項の削除に伴い条項ずれが生じています。

この改正に伴い、関連する丹波篠山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年篠山市条例第6号）について改正を行うものです。

2 改正の内容

丹波篠山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例第1条中「第43条第1号」を「第43条」に改めます。第3条第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改めます。

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 6 年 3 月 1 3 日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 8 号）において、保育所等における 3 歳児及び 4・5 歳児の職員配置基準の改正が、令和 6 年 4 月 1 日から施行されました。具体的には、保育士 1 人が保育できる 3 歳児を 2 0 人から 1 5 人に引き下げるとともに、4・5 歳児は 3 0 人から 2 5 人に引き下げられました。また、これと併せて経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとされました。

つきましては、丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年篠山市条例第 2 2 号）において、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に関して職員配置基準を規定していますので、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の改正内容に沿って、一部改正を行います。

2 改正の内容

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の職員配置基準を規定している第 2 9 条、第 3 1 条、第 4 4 条及び第 4 7 条において、3 歳児の職員配置基準を 2 0 人につき 1 人から 1 5 人につき 1 人に、4・5 歳児の職員配置基準を 3 0 人につき 1 人から 2 5 人につき 1 人に引き下げます。

【参考：小規模保育事業所及び事業所内保育事業所】

	区分	職員の資格	定員	関係条文
小規模保育事業所	A型	保育従事者が全て保育士の保育事業所	6人～19人	第29条関係
	B型	保育従事者の半数以上が保育士である必要がある保育事業所	6人～19人	第31条関係
事業所内保育事業所	保育所型	保育従事者の資格や配置数、設備基準は認可保育所と同じ	20人以上	第44条関係
	小規模型	保育従事者の資格や配置数、設備基準は小規模保育事業所と同じ	19人以下	第47条関係

※丹波篠山市において、本条例で定める小規模事業所及び事業所内保育事業所はありません。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しません。この場合において、この条例による改正前の丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有することとします。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の変更について

1 規約変更の趣旨

兵庫県町議会議員公務災害補償組合（以下「組合」といいます。）は、丹波篠山市を含めた 8 市 1 2 町で構成されています。

現在組合の事務所を置いている兵庫県民会館の耐震調査等が予定されており、同館を管理する公益財団法人兵庫芸術文化協会から事務所の移転を求められています。このため、組合の事務所を移転すること及びその他所要の改正を行うことから、規約の一部を変更するものです。

2 規約変更の内容

地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 2 号）が施行され、中核市制度と特例市制度が統合されたことにより、第 3 条の 2 第 2 号の市の議会議員の規定に不整合が生じていることから表現を改めます。

第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号」を「神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号」に改めます。

3 施行期日

令和 6 年 7 月 1 日

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

1 規約変更の趣旨

兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「組合」といいます。）は、丹波篠山市を含めた 19 市 12 町及び 25 の一部事務組合により構成されています。

現在組合の事務所を置いている兵庫県民会館の耐震調査等が予定されており、同館を管理する公益財団法人兵庫芸術文化協会から事務所の移転を求められています。このため、組合の事務所を移転することから、規約の一部を変更するものです。

2 規約変更の内容

規約中の事務所の位置を「神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号、兵庫県民会館内」から、「兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改めます。

3 施行期日

令和 6 年 7 月 1 日

水槽付消防ポンプ自動車購入契約について

入札実施結果

- 1 事業名 水槽付消防ポンプ自動車購入
- 2 事業内容 水槽付消防ポンプ自動車更新 1台
- 3 設置場所 丹波篠山市消防団第10分団第3部（丹波篠山市乾新町）
- 4 入札日時 令和6年5月16日（木）10：00～
- 5 入札方法 指名競争入札
- 6 入札参加資格
全登録業者のうち、消防関連車両の販売ができる電子入札対応業者を選定
- 7 入札参加者（10者）
 - (1) 有限会社西垣消防器具製作所 朝来市和田山町玉置461
 - (2) 株式会社モリタ 関西支店 三田市テクノパーク32
 - (3) 株式会社スナミ 神戸市中央区旗塚通2-2-1
 - (4) 株式会社藤井ポンプ製作所 姫路市白国2-13-1
 - (5) 日本機械工業株式会社 大阪営業所 大阪府中央区北久宝寺町2-2-13
 - (6) 大槻ポンプ工業株式会社 京都府綾部市本町7-67-2
 - (7) 有限会社岡本ポンプ たつの市新宮町井野原276-1
 - (8) 小川ポンプ工業株式会社 大阪府住吉区万代東1-5-22
 - (9) 長野ポンプ株式会社 大阪営業所 大阪府吹田市豊津町1-31
由武ビル5階C号室
 - (10) 株式会社赤尾 大阪営業部 大阪市西区新町4-13-1
- 8 落札業者 有限会社 西垣消防器具製作所
- 9 予算額 34,209,000円
- 10 予定価格 34,209,000円(税込額)
- 11 落札金額 33,636,210円(税込額)

12 開札結果

(1) 有限会社西垣消防器具製作所	33,636,210円(税込額)
(2) 株式会社モリタ 関西支店	34,021,210円(税込額)
(3) 株式会社スナミ	34,241,210円(税込額)
(4) 株式会社藤井ポンプ製作所	36,166,210円(税込額)
(5) 日本機械工業株式会社 大阪営業所	36,386,210円(税込額)
(6) 大槻ポンプ工業株式会社	36,436,810円(税込額)
(7) 有限会社岡本ポンプ	36,606,210円(税込額)
(8) 小川ポンプ工業株式会社	36,936,210円(税込額)
(9) 長野ポンプ株式会社 大阪営業所	38,586,210円(税込額)
(10) 株式会社赤尾 大阪営業部	39,723,940円(税込額)

13 契約予定金額 33,636,210円(税込額)

14 事業完了予定日 令和7年3月27日

水槽付消防ポンプ自動車概要

1 車両仕様

(1) 型式

消防専用ダブルキャビンオーバー型シャーシ

(2) 車体寸法

全長 6,900mm程度

全幅 2,400mm程度

全高 2,850mm程度

(3) エンジン ディーゼルエンジン

(4) 総排気量 5.0Lクラス

(5) 駆動方式 2輪駆動(2WD)

(6) トランスミッション オートマチック車

(7) 乗車定員 7人

2 主要装備

フルパワーPTO、キャビンチルト装置(電動油圧式)、ポンプ装置(性能A-2級)、水槽容量1,700L程度、赤色警光灯、電子サイレン、サーチライト、全自動バッテリー管理装置、団マーク

3 主な積載品

吸管、吸管ちりよけ籠、吸管枕木、吸管ロープ、消火栓開閉金具、吸管スパナ、管鎗(筒先)、とび口、剣先スコップ、はしご、車輪止め、消火器、ポンプ工具、消防ホース、分岐管、ホースブリッジ、ホース背負器、ホースカバー、スタンドパイプ



【参考写真】令和3年度に購入した同型車両

消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約について

入札実施結果

- 1 事業名 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入
- 2 事業内容 消防ポンプ自動車（CD-I型）更新 1台
- 3 設置場所 丹波篠山市消防団第8分団第1部（丹波篠山市瀬利）
- 4 入札日時 令和6年5月16日（木）10：15～
- 5 入札方法 指名競争入札
- 6 入札参加資格
全登録業者のうち、消防関連車両の販売ができる電子入札対応業者を選定
- 7 入札参加者（10者）
 - (1) 有限会社西垣消防器具製作所 朝来市和田山町玉置461
 - (2) 株式会社モリタ 関西支店 三田市テクノパーク32
 - (3) 株式会社スナミ 神戸市中央区旗塚通2-2-1
 - (4) 株式会社藤井ポンプ製作所 姫路市白国2-13-1
 - (5) 大槻ポンプ工業株式会社 京都府綾部市本町7-67-2
 - (6) 日本機械工業株式会社 大阪営業所 大阪府中央区北久宝寺町2-2-13
 - (7) 有限会社岡本ポンプ たつの市新宮町井野原276-1
 - (8) 小川ポンプ工業株式会社 大阪市住吉区万代東1-5-22
 - (9) 長野ポンプ株式会社 大阪営業所 大阪府吹田市豊津町1-31
由武ビル5階C号室
 - (10) 株式会社赤尾 大阪営業部 大阪市西区新町4-13-1
- 8 落札業者 有限会社 西垣消防器具製作所
- 9 予算額 27,643,000円
- 10 予定価格 27,641,000円(税込額)
- 11 落札金額 27,329,660円(税込額)

12 開札結果

(1) 有限会社西垣消防器具製作所	27,329,660円(税込額)
(2) 株式会社モリタ 関西支店	27,659,660円(税込額)
(3) 株式会社スナミ	28,040,260円(税込額)
(4) 株式会社藤井ポンプ製作所	28,869,660円(税込額)
(5) 大槻ポンプ工業株式会社	29,199,660円(税込額)
(6) 日本機械工業株式会社 大阪営業所	29,969,660円(税込額)
(7) 有限会社岡本ポンプ	30,189,660円(税込額)
(8) 小川ポンプ工業株式会社	30,629,660円(税込額)
(9) 長野ポンプ株式会社 大阪営業所	31,967,090円(税込額)
(10) 株式会社赤尾 大阪営業部	34,209,500円(税込額)

13 契約予定金額 27,329,660円(税込額)

14 事業完了予定日 令和7年3月27日

消防ポンプ自動車（CD-I型）概要

1 車両仕様

(1) 型式

消防専用ダブルキャビンオーバー型四輪駆動シャーシ

(2) 車体寸法

全長 5,500mm程度

全幅 1,900mm程度

全高 2,500mm程度

(3) エンジン ディーゼルエンジン

(4) 総排気量 3.0Lクラス

(5) 駆動方式 4輪駆動（4WD）

(6) トランスミッション オートマチック車

(7) 乗車定員 6人

2 主要装備

フルパワーPTO、キャビンチルト装置（電動油圧式）、ポンプ装置（性能A-2級）、赤色警光灯、電子サイレン、サーチライト、全自動バッテリー管理装置、団マーク

3 主な積載品

吸管、吸管ちりよけ籠、吸管枕木、吸管ロープ、消火栓開閉金具、吸管スパナ、管鎗（筒先）、とび口、剣先スコップ、はしご、車輪止め、消火器、ポンプ工具、消防ホース、分岐管、ホースブリッジ、ホース背負器、ホースカバー、スタンドパイプ



【参考写真】令和2年度に購入した同型車両

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

1 規約変更の趣旨

令和 5 年 1 2 月 2 7 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 3 7 4 号。以下「政令」といいます。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 1 2 月 2 日と定められ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「高齢者医療確保法」といいます。）第 5 4 条に規定する被保険者証等の引渡し、返還等の事務がなくなることから、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年兵庫県指令市振第 2 2 9 7 号）第 4 条ただし書及び別表第 1 に定める「関係市町が処理する事務」につき、所要の改正を行うものです。

2 規約変更の内容

- (1) 第 4 条は、高齢者医療確保法、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号）に明記されている事務であり、個別具体的に記載せずとも兵庫県後期高齢者医療広域連合において、処理することとなりますので、包括的な条文形式へ改正します。
- (2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化した「マイナ保険証」への移行に伴い、政令により現行の被保険者証を令和 6 年 1 2 月 2 日に廃止するとされたことにより、「被保険者証」の文言がある別表第 1 を削除し、別表第 2 を別表とします。

3 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日

高規格救急自動車購入契約について

入札実施結果

- 1 事業名 高規格救急自動車購入
- 2 事業内容 高規格救急自動車更新
- 3 設置場所 丹波篠山市消防本部（丹波篠山市北40-2）
- 4 入札日時 令和6年5月16日（木）9：53～
- 5 入札方法 指名競争入札
- 6 入札参加資格
丹波篠山市指名競争入札参加資格者名簿に登録された業者
(1) 丹波篠山市指名競争入札の業者選定基準に基づき選定
(2) 高規格救急自動車の販売登録業者のうち、官公庁への納入・応札実績のある業者
- 7 入札参加者（3者）
(1) 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所 神戸市須磨区大池町3丁目1-1
(2) 有限会社西垣消防器具製作所 朝来市和田山町玉置461
(3) 株式会社赤尾 大阪市西区新町4丁目13番1号
- 8 落札業者 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所
- 9 予算額 40,040,482円（税込額）
- 10 予定価格 40,040,000円（税込額）
- 11 落札金額 38,447,550円（税込額）
- 12 開札結果
(1) 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所 38,447,550円（税込額）
(2) 有限会社西垣消防器具製作所 39,657,750円（税込額）
(3) 株式会社赤尾 40,086,550円（税込額）
- 13 契約予定金額 38,447,550円（税込額）
契約予定金額は、落札金額、消費税、自賠責保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金です。
- 14 事業完了予定日 令和7年3月14日

高規格救急自動車概要

1 車両諸元

- (1) 型式 高規格救急自動車（寒冷地仕様）
- (2) エンジン ガソリンエンジン（無鉛レギュラーガソリン）
- (3) 総排気量 2,400CC以上
- (4) 最高出力 108Kw（147ps）以上
- (5) 駆動装置 フルタイム4WD方式
- (6) 変速装置 オートマチック式
- (7) タイヤ 国産ラジアルタイヤ（純正ホイール組付）
- (8) ステアリング パワーステアリング
- (9) 最小回転半径 6.5m未満
- (10) ブレーキ装置 衝突被害軽減自動ブレーキ
- (11) 車両寸法等
 - 全 長 5,700mm以下
 - 全 幅 2,000mm以下
 - 全 高 2,600mm以下
 - 車両総重量 3,400kg以下
- (12) 乗車定員 7名以上
- (13) 空調関係
 - ア 冷房装置 運転席及び患者室に装備
 - イ 暖房装置 運転席及び患者室に装備
 - ウ 換気扇 患者室に装備

2 主要装備

赤色灯、作業灯、デイルイト、インバーター（正弦波300W）、路肩灯、外部電源コンセント、コーナーセンサー、イージークローザー、電子サイレンアンプ、モーターサイレン、カーナビ、ETC、ドライブレコーダー、マップランプ、盗難防止装置、各資器材、収納庫、各資器材固定装置

3 主な積載品

人工呼吸器、吸引器、半自動式除細動器、心電図モニター、電動式心肺蘇生器、ストレッチャーシステム、固定用具等、呼吸管理器具等、観察器具等、処置セット等

参考資料：令和2年度更新車両（第6救急車）



令和6年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）説明資料
（丹波篠山市議会地域医療対策特別委員会の設置について）

1 事業概要

- (1) 目的 丹波篠山市における安心な医療体制を保持するために必要な調査研究を行うために特別委員会を設置します。
- (2) 委員定数 8人
- (3) 設置期間 令和7年12月31日まで

2 補正額

225千円

財源：全額一般財源

積算内訳

(1) 議員報酬

議員と委員長との月額報酬の差額 $10 \text{千円} \times 10 \text{か月} (6 \text{月} \sim 3 \text{月})$
= 100千円

(2) 議員期末手当

議員と委員長との月額報酬の差額 $10 \text{千円} \times 1.1 \times 2.25$
= 25千円

(3) 講師謝礼

特別委員会活動に伴う講師謝礼 100千円

3 担当課

議会事務局

令和6年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）説明資料
（定額減税を補足する臨時特別給付金事業について）

1 事業概要

デフレ完全脱却のための総合経済対策として実施される、定額減税（1人当たり所得税3万円・住民税1万円を減税）に伴い、減税しきれない方を対象とした差額給付（調整給付）及び今年度に新たに住民税非課税・均等割のみ課税となる世帯へ10万円の給付（新たな給付）を行います。

また、新たな給付世帯のうち子育て世帯に対し、同一世帯内の18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して支給します。

給付対象・・・調整給付 8,000人（人口の約2割で積算）

＊賦課期日(R6.1.1)に市内に住所を有する人

新たな給付 500世帯（見込み）

児童加算 100人（見込み）

＊令和6年6月3日に住民登録のある世帯

2 補正額

403,457千円

（※財源 国庫381,937千円、一般財源21,520千円）

内訳：定額減税調整給付金 320,000千円（8,000人）

物価高騰支援金 50,000千円（500世帯×10万円）

子育て世帯加算 5,000千円（100人×5万円）

臨時特別給付金事務費 28,457千円

（コールセンター業務、システム利用・改修、郵便料など）

3 その他

調整給付については、令和6年度住民税の課税情報を基に、国の算定ツールにより定額減税額を推計し、減税しきれない方を抽出したうえで、対象者に給付金の支給確認書を送付します。

新たな給付については、現行システムを改修し税情報、住基情報を突合した対象者の抽出を行い、対象者に給付金の支給確認書を送付します。

確認書の返送があり次第給付金の振込手続きを行います。

なお、支給時期等の詳細が決まり次第、ホームページなどで広報します。

4 担当課

行政経営部 税務課